

統計法施行状況報告の審議結果について (法人企業統計調査の欠測値補完等)

令和元年 8 月 23 日
総務省統計委員会担当室

統計委員会では、統計法第 55 条第 3 項の規定に基づき、「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成 30 年 3 月 6 日閣議決定。以下、第Ⅲ期基本計画という。)の取組など法の施行状況について確認し、着実な推進を図る役割も担っている。

平成 30 年度統計法施行状況報告の審議においては、法人企業統計調査の欠測値補完等についても審議事項とされている。本課題に関する審議経緯及びその結果は、以下のとおり。

1. 第Ⅲ期基本計画における記載内容

第Ⅲ期基本計画の別表には、本課題について以下のとおり記載されている。

具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
法人企業統計調査における調査票の督促、欠測値の補完方法の改善方法について結論を得る。	財務省	平成 30 年度(2018 年度)中に結論を得る。

2. 国民経済計算体系的整備部会における検討経緯

- 令和元年 6 月 14 日 第 16 回国民経済計算体系的整備部会において本課題を審議
- 令和元年 6 月 27 日 第 138 回統計委員会において、総務省から平成 30 年度統計法施行状況について報告され、本件の審議は企画部会に付託された。
- 令和元年 6 月 28 日 第 1 回企画部会において、審議の進め方が整理された。
国民経済計算に関する事項については、専門性を考慮し、国民経済計算体系的整備部会において議論することとされた。
- 令和元年 7 月 18 日 第 2 回企画部会において、審議事項が決定された。本課題も審議事項の一つとされ、国民経済計算体系的整備部会において議論することとされた。

3. 平成 30 年度統計法施行状況に関する審議結果報告書案

第 16 回国民経済計算体系的整備部会における審議を踏まえ、別紙の「(2) 施行状況等に対する確認内容、今後の施策の方向性等」のとおり、案を取りまとめた。

4. 今後の進め方

前回部会及び本日の審議結果を踏まえて審議結果を取りまとめ、9 月の企画部会に審議結果報告書案を報告。同部会において報告書が決定される予定。

(案)

○ 法人企業統計調査における調査票の督促、欠測値の補完方法

第Ⅲ期基本計画では、法人企業統計調査における調査票の督促、欠測値の補完方法について、財務省が改善方法を検討し、平成30年度(2018年度)中に結論を得ることとされている。

(1) 取組状況

財務省は、法人企業統計調査の精度向上のため、調査票の督促、欠測値の補完方法について、以下のとおり改善方法の検討を行った。

第一に、回答の値が「0」である場合と欠測値の場合の区別については、両者を区分して把握することとした。なお、データ記録の区分については、必要な予算措置やシステム改修の後に対応を行う。

第二に、欠測値の補完方法に関して、EDINET情報(有価証券報告書)等の外部情報の活用実績のある他統計の事例研究を行うとともに、EDINET情報の現状把握とシステム的な活用について検討した。その結果、年次別調査の審査事務及び計数照会事務において、EDINET情報等をより一層活用することにより、調査結果の精度向上に取り組むこととした。

また、未回答法人、すなわち欠測企業に関する情報の補完については、学識経験者を交えた研究において、現在行われている類似企業の回答を利用する方法と比較して、欠測企業に係る過去データ(当該調査期以前に得られたデータ)を利用する方法の有効性が認められた¹。ただし、実際の導入に当たっては、対象とする過去データの範囲など、更なる検討が必要とされたことから、引き続き研究を行っていくこととした。

第三に、オンライン調査の推進、電話督促業務の外部委託の拡充を進めるとともに、平成30年度(2018年度)に行った外部委託による督促において、企業が集中している一部地域の督促を試行的に1日長く実施した。また、回収率向上方策の1つとして掲げられている「国民に対する回答義務の周知」に関して、一部の財務局の調査票発送用封筒に試行的に記載し、効果を検証することとした。

(2) 取組状況に対する評価、今後の方向性等

法人企業統計調査において、回答の値が「0」である場合と欠測値の場合を区分して把握すること、EDINET情報等を年次別調査の審査・照会事務の効率化に活用することについては、いずれも基礎統計の改善に向けた取組として評価できる。

また、調査票の督促方法の改善に向けて、オンライン調査の推進、電話督促業務の外部委託の拡充を行うとともに、一部地域の督促延長や国民に対する回答義務の周知を試行的に実施し、その効果を検証することについては、回収率向上に向けた取組であり、適当である。

これら取組の中で、未回答の欠測企業の補完方法に関して、現行の方法よりも当該企業の過去データを用いる方法の精度が相対的に高い、との実証的な検証結果が得られたことは、基礎統計の改善に向けた成果の一つと評価する。もっとも、補完に使用する過去データの範囲について確定的な結論は得られていないことから、引き続き検証を進めることが必要である。

¹ 法人企業統計調査は財務諸表の各項目を調査する。このため、補完に際しては、個別項目の妥当性に加え、各項目を足し上げたものが合計に一致するといった項目間の整合性を確保する必要がある。このような制約を踏まえて、現行の補完手法を補足する方法として、そうした条件を満たす本方式の採用が検討された。

なお、財務省には、透明性の確保の観点から、これらの検討状況について、ホームページへの掲載等により随時公表するとともに、統計委員会にもその結果を適宜報告することを要望する。